

信楽高原鐵道レンタサイクル利用約款

1. レンタサイクルの貸出

- (1) 自転車、電動アシスト自転車のご利用は、レンタサイクル申込書に必要事項をご記入の上、ご自身を証明できるものをご提示ください。
- (2) 貸出の受付期限は17時です。

2. 利用料金

利用料金は自転車1日500円、電動アシスト自転車1000円です。

3. 自転車の返却

貸出を受けた自転車は、営業時間内（9時～17時）に当レンタサイクル受付へ必ず返却してください。

4. 自転車の故障

- (1) 自転車の貸出中にパンク等の故障があった場合、利用者ご自身で当レンタサイクル受付まで持ち込んでください。
- (2) 修理費用は利用者の実費負担とさせていただきます。

5. 自転車の盗難・紛失

- (1) 貸出期間中に自転車を盗難または紛失された場合、速やかに当レンタサイクル受付までご連絡いただくとともに、盗難の場合は最寄りの警察署に盗難届を提出してください。
- (2) 自転車の盗難、紛失の場合は、損害賠償金として自転車10,000円、電動アシスト自転車50,000円をお支払いして頂きます。
※ただし、電動アシスト自転車で鍵を無くされた場合実費をご負担頂きます。

6. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は修理費用として自転車1,000円、電動アシスト自転車5,000円をお支払いしていただきます。

7. 利用者の管理責任

自転車の運転には充分注意してください。自転車を使用中に事故にあった場合は、法令で定められた処置をとるとともに、自らの責任において事故の解決にあたってください。また、速やかに当レンタルサイクル受付へ事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。ただし、利用者自らが第三者と締結した示談等に対して、当レンタルサイクル受付は一切責任を負いません。

8. 禁止行為

利用者は次の行為をしてはなりません・

- ① 飲酒・無謀乗車、その他交通規則に違反する行為
- ② 危険箇所・不適切な場所での自転車の使用
- ③ 自転車等放置禁止区域内および交通の障害となるような場所での
自転車の放置
- ④ 自転車の改造
- ⑤ 運転中に異常（パンク等）を認めた場合の運転の継続
- ⑥ 貸出を受けた自転車を他の者に使用させること

9. 解約

利用者が本利用約款に違反した場合またはレンタルサイクル申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、貸出時間中であっても、当レンタルサイクル受付は利用約款を解除できます。

この場合、利用料金の払戻しはいたしません。また、当レンタルサイクル受付および第三者が被害を被った場合には、利用者ご自身がその損害を賠償しなければなりません。